

○総務省
経済産業省 令第二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| | |
|--|---|
| <p>(省令の目的)</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施中間年（経済センサス活動調査を実施する年以外の年をいう。以下同じ。）における経済構造統計を作成するための調査のうち工業の実態を明らかにする調査（以下「工業調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>(調査の目的)</p> <p>第二条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。</p> <p>(調査の期日)</p> <p>第三条 工業調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によつて行う。</p> | <p>(省令の目的)</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である工業統計を作成するための調査（以下「工業調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>(調査の目的)</p> <p>第二条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(調査の期日)</p> <p>第三条 工業調査は、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年^{総務省令第一号}経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年を除き、毎年六月一日現在によつて行う。</p> <p>第四条 「同上」</p> |
| <p>第四条 「略」</p> <p>2 前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。</p> <p>(調査票の様式)</p> <p>第七条 甲調査及び乙調査は、それぞれ総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によつて行う。</p> <p>2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第八条 第四条に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、第五条の区分に従い、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者（以下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。</p> <p>(準備調査)</p> <p>第九条 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立つて第十条第一項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）の一部を市町村長の定める</p> | <p>2 前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域をいう。</p> <p>(調査票の様式)</p> <p>第七条 甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によつて行う。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第八条 第四条に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、第五条の区分に従い、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者（以下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。</p> <p>(準備調査)</p> <p>第九条 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立つて第十条第一項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）の一部を市町村長の定める日までに作成</p> |

日までに作成させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については総務大臣及び経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第十条 工業調査は、第十七条第一項に規定する工業調査員が報告義務者に配布する調査票によつて行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所（二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）を除く。）を本社は一括調査企業に属する事業所又は国直送調査事業所に対する調査は、総務大臣及び経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者又は国直送調査事業所の報告義務者に配布する調査票によつて行う。

2 報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第十一条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、一部を市町村長の定める日までに第十七条第一項に規定する工業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、総務大臣及び経済産業大臣が定める日までに総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

〔2 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査票を提出することができる。

4 前項の方法により調査票を提出する報告義務者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

（調査票等の提出）

第十三条 〔略〕

2 都道府県知事は、準備調査名簿一部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を当年九月三十日までに、調査票一部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を当年十月三十一日までに、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（事故の場合の措置）

させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第十条 工業調査は、第十七条第一項に規定する工業調査員が報告義務者に配布する調査票によつて行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所（二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）を除く。）を本社は一括調査企業に属する事業所又は国直送調査事業所に対する調査は、経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者又は国直送調査事業所の報告義務者に配布する調査票によつて行う。

2 報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第十一条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、一部を市町村長の定める日までに第十七条第一項に規定する工業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

〔2 同上〕

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は、適用しない。

〔新設〕

（調査票等の提出）

第十三条 〔同上〕

2 都道府県知事は、準備調査名簿一部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を当年九月三十日までに、調査票一部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を当年十月三十一日までに、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事故の場合の措置）

| | |
|--|---|
| <p>第十四条 「略」</p> <p>2 前項の規定による報告があつた場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による報告があつた場合には、総務大臣及び経済産業大臣は、第十三条に規定する期限を、第一項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。</p> <p>4 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により第十三条に規定する期限を別に定めるときは、その旨を告示する。</p> <p>(集計及び公表)</p> <p>第二十条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。</p> | <p>第十四条 「同上」</p> <p>2 前項の規定による報告があつた場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による報告があつた場合には、経済産業大臣は、第十三条に規定する期限を、第一項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の規定により第十三条に規定する期限を別に定めるときは、その旨を告示する。</p> <p>(集計及び公表)</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の第三条に規定する平成三十年六月一日現在により行っている調査については、なお従前の例による。